2　競争参加資格　本工事に係る競争に参加できる者は、次に掲げる条件をすべて満足し、かつ、本工事に係る競争参加資格確認の結果、資格があると認められた者とする。

⑴　当社ホームページに掲載の「中日本高速道路株式会社契約規則」第11条の規定に該当しない者であること。

⑵①　単体の場合

当社ホームページに掲載の「中日本高速道路株式会社工事・調査等の資格登録に関する要領」に基づく平成31・32年度競争参加資格における「交通情報設備工事」の資格を有し、当該資格に係る経営事項評価点数が1,050点以上である者（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがされている者については、手続開始の決定後、当社が別に定める手続に基づく工事競争参加資格の再認定を受けていること。再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に、「交通情報設備工事」の資格を有し、当該資格に係る経営事項評価点数が1,050点以上であること。）であること。

②　特定建設工事共同企業体（甲型）を構成する場合

「中日本高速道路株式会社工事・調査等の資格登録に関する要領」に基づく平成31・32年度競争参加資格における「交通情報設備工事」の資格を有し、当該資格に係る経営事項評価点数が1,050点以上である者（会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがされている者については、手続開始の決定後、当社が別に定める手続に基づく工事競争参加資格の再認定を受けていること。再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に、「交通情報設備工事」の資格を有し、当該資格に係る経営事項評価点数が1,050点以上であること。）の２者で構成された特定建設工事共同企業体であること。なお、経常建設共同企業体、協業組合及び事業協同組合は、特定建設工事共同企業体の構成員となれないものとする。

⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがされている者（いずれも上記⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。特定建設工事共同企業体を構成する場合、構成員の全部又は一部において前記の申立てがされている者でないこと。

⑷　施工実績　平成17年度以降に元請としてしゅん功した次の工事の施工実績を有すること。

【単体又は特定建設工事共同企業体（甲型）を構成する場合の代表者】

求める実績　電波法（昭和25年法律第131号）で定める無線局種別が基地局の無線装置について、下記①から③に示す全てを実施した工事の実績

①　機器の製作（製作委託を含む。）

②　機器の設置

③　試験調整

【特定建設工事共同企業体（甲型）を構成する場合の代表者以外】

求める実績　電波法で定める無線局種別が基地局の無線装置の製作及び納入（製作の委託を含まない。）又は設置工事のうち機器の設置及び試験調整の実績

・求める実績に対して提出できる実績は１件とする。

・特定建設工事共同企業体及び経常建設共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。乙型の特定建設工事共同企業体としての実績は、協定書の分担工事の実績のみ実績として認める。この場合、協定書の写しを技術資料に併せて提出すること。

⑸　同種機器　本工事において製作する機器の納入実績

本工事において移動無線設備の製作予定者は、平成17年度以降に下記に示す同種機器の納入実績を有すること。

同種機器　電波法で定める無線局種別が基地局の無線装置

⑹　競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料の提出期限の日から開札の日までの期間に、「中日本高速道路株式会社工事・調査等の資格登録に関する要領」に基づき、「地域１」において、資格登録停止を受けていないこと。

⑺　特定建設工事共同企業体を構成する場合においては、次に掲げる事項を満たしていること。

①　各構成員が当該工事に対する建設業法（昭和24年法律第100号）の許可業種につき、許可を有しての営業年数が５年以上であること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であってもこれを同等として取り扱うことができるものとする。

②　中日本高速道路株式会社が別に定める共同企業体協定書（甲）による協定書（案）が提出されていること。

③　特定建設工事共同企業体（甲型）で申請する場合の各構成員の出資比率は30％以上であることとし、代表者の出資比率は構成員中最大であること。

⑻　本工事に係る設計業務等の受注者でないこと及び当該受注者との間に資本関係又は人的関係がないこと。

⑼　入札に参加した者の間に資本関係又は人的関係がないこと。

⑽　警察当局から、暴力団員等が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、公共工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑾　以下に定める届出をしている者であること。ただし、当該届出の義務がない者にあっては、この限りでない。

①　健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出

②　厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出

③　雇用保険法（昭和49年法律第116号）第７条の規定による届出

3　総合評価落札方式に関する事項

⑴　総合評価落札方式の仕組み　本工事の落札方式は、競争参加資格確認資料の提出に併せて総合評価提案資料を提出し、当該資料に記載された技術提案等の評価による技術評価点と、入札書の価格により算出される価格評価点とを加算した総合評価点が最も高い者を落札者となるべき者とする総合評価落札方式である。なお、工事目的物の変更を伴う技術提案は不採用とする。また、技術提案が不採用となった場合は、入札を辞退することができる。

⑵　技術提案等の評価項目及び評価指標　対象については移動無線設備とする。

【評価項目】

大項目　工事目的物の性能・機能に関する事項

中項目　機器等の維持管理性向上に資する提案※１

小項目　機器等の維持管理性向上に資する提案

【評価指標】　維持管理性向上に資する具体的提案を下記５項目から選択し提案、判定方式で評価。

・定期的交換が必要な機器の部品交換の簡便性の向上

・機器等の保守性の向上

・障害復旧の迅速性の向上

・機器の長寿命化

・その他上記４項目以外のもの

予備品及び保守用品の追加納入に関する提案については評価対象外とする。（提案が無い場合は、「無し」と記載）

【評価項目】

大項目　工事目的物の施工に関する事項

中項目　施工計画書に記載する配慮事項※２

小項目　施工計画書に記載する配慮事項

【評価指標】　施工計画書に記載する配慮事項として、下記について判定方式で評価。

①　電波法に基づく落成を納期までに確実に達成するための具体的提案

②　機器の現場搬入から設置時までの損傷防止対策

なお、他工事へ影響を及ぼす提案は不採用とする。（提案が無い場合は、「無し」と記載）

【評価項目】

大項目　工事目的物の保証に関する事項

中項目　保証条件等

小項目　無償修理保証※３の期間及び保守部品の供給保証期間※４